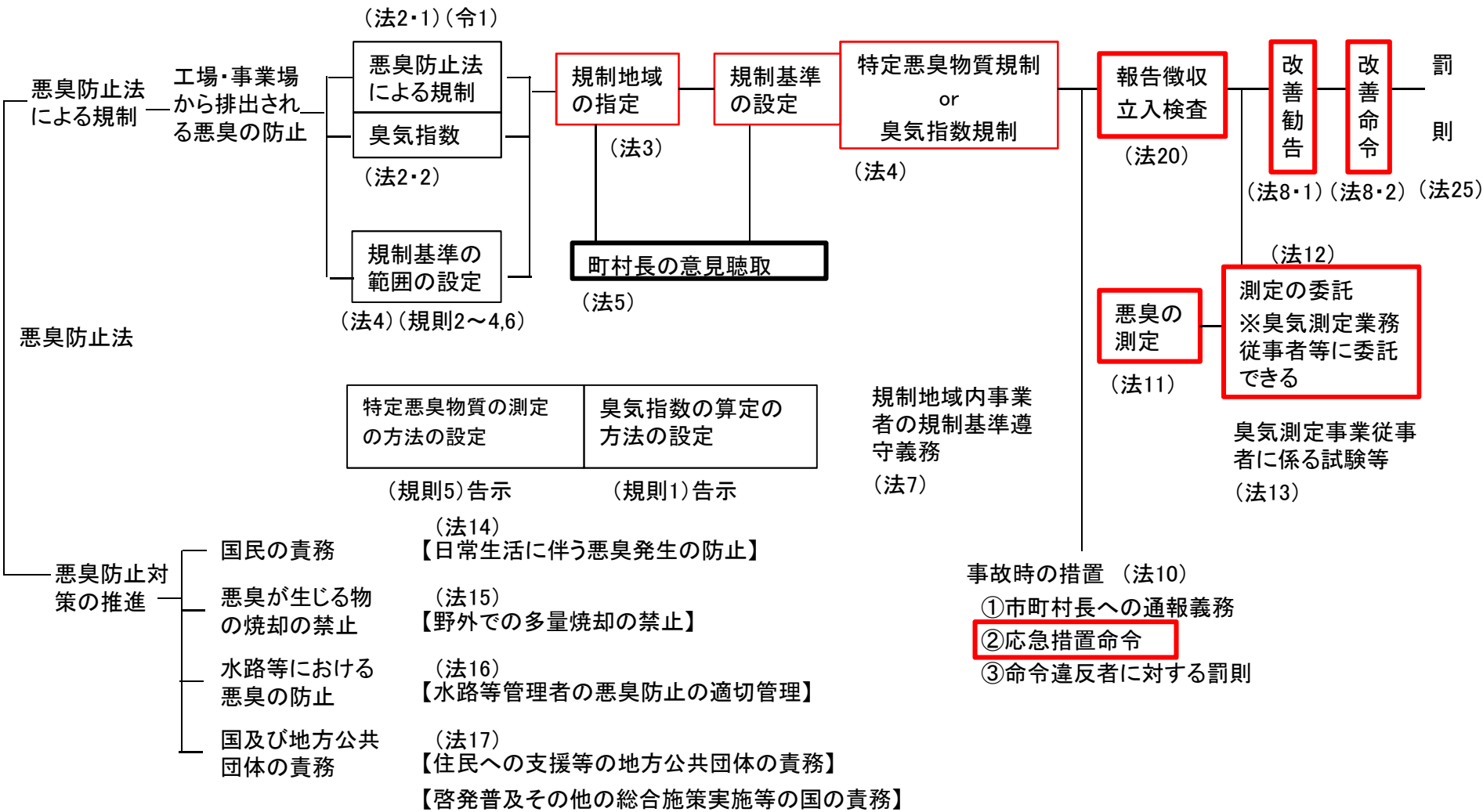


悪臭防止法の体系



- : 国が行う事務
- : 都道府県及び市が行う事務
- : 都道府県が行う事務
- : 市町村が行う事務

(注)

1. 図にあげた項目以外に、条例との関係等について定めてある。
2. 図中の()内は条文である。例えば(法2・1)は法第二条第一項を示す。